

委員会提出議案第 2 号

立川市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 4 日

提出者 立川市議会議会運営委員会
委員長 高 口 靖 彦

理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 6 項本文の規定による。

立川市議会基本条例の一部を改正する条例

立川市議会基本条例（平成26年立川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（質疑応答の形式） 第12条 ……略…… 2 本会議又は委員会（常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会をいう。以下同じ。）において、議員の質問等に対して答弁をする者は、論点を明確化し議論を深める目的で議長又は委員長の許可を得て反問することができる。 （災害等への対応） 第18条 議会は、大規模災害が発生し、立川市災害対策本部条例（昭和38年立川市条例第34号）の規定に基づき、立川市災害対策本部が設置されたとき又はその他の緊急事態が発生し、市に対策のための組織が設置されたときは、これを支援するとともに、議会としての的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 <u>2 議会は、防災訓練等により、議員が大規模災害等の発生時に適切に対応できるよう努めなければならない。</u> （見直し手続） 第26条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して議会運営に係る不断の評価・改善を行い、<u>一般選挙をしたとき及び</u>必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。	（質疑応答の形式） 第12条 ……略…… 2 本会議又は委員会（常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会をいう。以下同じ。）において、議員の質問等に対して答弁をする者は、論点を明確化し議論を深める目的で議長の許可を得て反問することができる。 （災害への対応） 第18条 議会は、大規模災害が発生し、立川市災害対策本部条例（昭和38年立川市条例第34号）の規定に基づき、立川市災害対策本部が設置されたときは、これを支援するとともに、議会としての確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 （見直し手続き） 第26条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して議会運営に係る不断の評価・改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。